

令和 6 年度 第 6 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 9 月 2 0 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和6年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年9月20日(金) 午後3時00分

3. 閉 会 日 時 令和6年9月20日(金) 午後3時24分

4. 出席農業委員(17名)

1 番	脊 戸 潤 子	2 番	沢 井 清 治
3 番	小笠原 松 寿	4 番	沢 目 勝 弘
6 番	中 野 雄一郎	7 番	芋 田 一 弘
8 番	立 崎 和 寿	9 番	山 田 利 昭
10 番	稲 田 優 憲	11 番	奥 山 博
12 番	小 田 正 喜	13 番	外 山 康 仁
14 番	竹 浦 寿 広	15 番	野 崎 さち子
16 番	杉 山 秀 明	18 番	山 崎 誠 一
19 番	箕 輪 展 忠		

5. 欠席農業委員(2名)

5 番	米 田 拓 実	17 番	力 石 堅太郎
-----	---------	------	---------

6. 出席農地利用最適化推進委員(10名)

十和田湖地区	白 山 雄治郎	十和田湖地区	中屋敷 光 男
三本木地区	山 端 敏 行	四 和 地 区	工 藤 優美子
四 和 地 区	古 谷 朝 直	切 田 地 区	若 沢 弘 幸
切 田 地 区	田 中 稔	伝法寺地区	小笠原 一 成
藤 坂 地 区	市 崎 貴 之	六日町地区	平 舘 龍 徳

7. 会議に付した案件

- 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第25号 農地の転用事実に関する照会について
報告第26号 農地等の現況について（十和田市）
議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号 公売買受適格者の証明について
議案第29号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第30号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

8. 議事録署名委員

11番 奥 山 博

12番 小 田 正 喜

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 櫻 田 修一郎
事務局農地係長 吉 田 武 範
事務局推進監 高 橋 克 彦
事務局主査 戸 舘 奈津美

事務局次長 中 村 淳 一
事務局振興係長 苫米地 慶
事務局主査 東 浩 治

10. 書 記

事務局主査 戸 舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、５番 米田 拓実 委員、１７番 力石 堅太郎 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年９月１０日に告示招集いたしました、令和６年度第６回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。１１番 奥山 博 委員、１２番 小田 正喜 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 君を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第２３号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第２３号、農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。２ページです。農地法によるものが合計２件、２筆、５，４４２平方メートルです。今後の意向については、２件とも未定となっています。３ページです。農地中間管理事業によるものが合計４件、１０筆、２６，４３２平方メートルです。今後の予定については、１１番が自ら耕作、１２番は受け手の変更、１３番は売買予定、１４番は受け手の変更となっています。なお、１３番は基盤法に関する議案が関連して提出されています。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２３号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第２４号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）４ページをお願いします。報告第２４号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第２１条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、５ページから６ページです。今回は合計１０件、３５筆、４７，６９２．２７平方メートルで、すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、農地として管理、貸借中、自ら耕作などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導を行っていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第２４号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第２５号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）７ページをお願いします。報告第２５号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。８ページです。今回の照会は、合計３件、３筆、４，４６４平方メートルです。現地調査は、令和６年９月１０日に実施し、同日法務局への回答を行っております。１７番は、十和田市総合体育センターから南東に約２００メートルの地点です。照会地は、雑木および雑草が繁茂しており、農地としての再生利用が困難であることから非農地と判断しております。１８番は、一本木沢温泉から北に約３８０メートルの地点です。照会地は、平成６年建築の住宅のほか、作業所や物置等の敷地として一体的に利用されています。相当長期間農地としての利用実績はなく、税務課の土地課税台帳においても、現況地目が宅地及び畑に評価分割されているものの、畑と評価されている箇所は雑木及び雑草が繁茂しており、農地としての再生利用が困難な状態であることから非農地と判断しております。１９番は、米田の北野集会所から南西に約１３０メートルの地点です。照会地は、昭和１０年および平成１４年建築の倉庫、昭和５４年建築の住宅の敷地になっています。２０年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）9ページをお願いします。報告第26号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市から、別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。合計3件、15筆、38,058平方メートルです。現地調査を9月10日に行い、同日市へ回答しています。1番について、①から③は立石発電所北西900メートルから南東1.9キロメートルの範囲にあり、①の照会地は、耕作はされていないが草刈り等管理はされており、農地性があることから農地と回答しております。②の照会地は、耕作されておらず雑草が生えている状態であるが、農地性があることから農地と回答しております。③の照会地は、牧草が作付けされており、農地性があることから農地と回答しております。①から③いずれも令和4年6月総会で市からの照会があり、農地と回答しているものです。2番について、照会地は南平公民館から南に約130メートルの地点です。水稻が作付けされており、農地性があることから農地と回答しております。3番について、①の照会地は、国道4号バイパス、ブリジストンタイヤサービス十和田店から南東に約200メートルの地点で、⑪の照会地の不耕作地と連たんし、同様の状態となっているが、農地性があることから農地と回答しております。②の照会地は、土手山集会所から南に約200メートルの地点で、耕作はされておらず雑草が繁茂している部分と、人の背丈以上に生育した雑木が存在する場所があり、後者は農業用機械のみでは耕起できない状態であるものの、重機の併用により農地として利用可能であることから、併せて農地として回答しております。③から⑤の照会地は、②の南側に隣接しており、耕作されておらず雑草が生えている状態であるが、農地性があることから農地と回答しております。⑥の照会地は、国道4号バイパス、ブリジストンタイヤサービス十和田店から南東に約520メートルの地点で、水稻が作付けされており、農地性があることから農地と回答しております。⑦から⑨の照会地は、土手山集会所から南に約550メートルの地点で、連たんして1枚の水田になっており、水稻が作付けされていて、農地性があることから農地と回答しております。⑩の照会地は、国道4号バイパス、ブリジストンタイヤサービス十和田店から南に約320メートルの地点で、水稻が作付けされていて、農地性があることから農地と回答しております。⑪の照会地は、①の北側に隣接しており、水稻が作付けされている箇所のほかに不耕作地が含まれていますが、草刈り等管理はされており、農地性があることから農地と回答しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、小笠原委員、奥山委員の3名です。9月10日に現地調査、及び市役所別館4階会議室2にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第27号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）11ページをお願いします。議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の届出があったので、審議を求める件です。内容は、12ページです。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。8番 立崎 和寿 委員をお願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転合計5件です。所有権の移転は、46番から48番までが売買によるもの、49番が妹から兄へ贈与するもので、50番が親戚間で贈与するものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第２８号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１３ページをお願いします。議案第２８号、公売買受適格者の証明について。農地法第３条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高買受申出人等となり、農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとします。内容は１４ページです。合計２件、２２筆、７２，６３５平方メートルです。こちらは、令和３年４月の第１回総会において、報告第６号で農地と報告済みのものです。入札参加申込書受付期間は、令和６年９月２４日から１０月１１日、入札受付期間は、令和６年１０月１５日から１０月２５日、開札日は、１０月３１日となっております。今回の願出人につきましては、お手元の農地法第３条調査書のとおり、許可要件すべてを満たしていると認められます。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第２８号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第２９号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１５ページをお願いします。議案第２９号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は１６ページです。今回は合計１件、５筆、８，８９１平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。十和田湖地区

白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員 お願いします。

報告委員（白山 雄治郎） 17番の調整内容を報告します。8月29日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 白山 推進委員 ご苦労さまでした。事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） ただいま、白山委員から報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 17ページをお願いします。議案第30号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は18ページです。今回は、賃借権による権利の設定が1件、15筆、28, 138平方メートルです。新規で利用権の設定の期間は10年です。協力金の対象となるものではありません。以上です。

議長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第31号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）19ページをお願いします。議案第31号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は20ページです。今回は1件、2筆、236平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。15番の転用事由は、農地を売買で取得し、車両置き場を整備するものです。場所は、藤原内科から北に約100メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、2分の1拡張により不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。3番 小笠原 松寿 委員 お願いいたします。

報告委員（小笠原松寿）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計1件です。9月10日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後1時30分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）小笠原委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に議案第32号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 21ページをお願いします。議案第32号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は22ページです。今回の変更区分は、除外で、合計2件、1筆、42,057平方メートルです。場所は、夏間木地区会館から北西へ約360メートルの地点で、当該地の周囲を山林および農地に囲まれています。変更理由は、1番が森林・山林の保護生育、2番が太陽光発電設備を建設するものです。農地区分はその他の2種農地で転用許可の見込みがあり、土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。以上です。

議長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は承認とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和6年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後3時24分 —————